

○経済産業省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和五十五年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
(調査事項) 第五条 石油等消費統計調査は、次の各号に掲げる	(調査事項) 第五条 石油等消費統計調査は、次の各号に掲げる

事項について行う。

一〇七 (略)

八 法人番号

~~第十二条及び第十三条 削除~~

事項について行う。

一〇七 (略)

(新設)

~~第十二条 前条の入力は、産業標準化法（昭和二十~~

~~四年法律第百八十五号）に基づき日本産業規格~~

~~（以下「日本産業規格」という。）X〇二〇八附~~

~~属書一で規定する方式に従ってしなければならない~~

~~い。~~

21 ~~前条の入力は、日本産業規格X〇二〇一及びX~~

~~〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格~~

別表（~~第四条、第六条~~関係）

調査票の番号	生産品目		調査の範囲
第一号	パルプ・ 紙・板紙	パルプ	全部
		紙	従事者五十 名以上のも

~~X〇二二に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。~~

~~第十二条 削除~~

別表（~~第五条、第七条、第十一条~~関係）

調査票の番号	調査業種	生産品目	調査の範囲
第一号	パルプ・紙 工業	パルプ	全部
		紙	従事者五十 名以上のも

第二号	化学工業製品 (化学繊維を除く。)	石油化学製品 アンモニア	全部	板紙 の
		アンモニア		
		誘導品		

第二号	化学工業 (化学繊維工業を除く。)	石油化学製品 アンモニア 及びアンモニア誘導品 (新設)	全部	板紙 の 従事者五十 名以上のもの
-----	----------------------	---------------------------------------	----	----------------------------

第五号	窯業製品及	セメント	全部
第四号	石油製品	石油製品 (グリース を除く。)	全部
第三号	化学繊維	化学繊維	従事者三十 名以上のもの
		合成メタン 水素 製品 ソーダ工業	

第五号	窯業製品及	セメント	全部
第四号	石油製品工業	石油製品 (グリース を除く。)	全部
第三号	化学繊維工業	化学繊維	従事者三十 名以上のもの
		(新設) (新設) 製品 ソーダ工業	

第六号	ガラス製品 (板ガラス を除く。)	ガラス製品	従事者百名 以上のもの
	び土石製品 (ガラス製 品(板ガラ スを除 く。)を除 く。)	板ガラス 石灰	従事者三十 名以上のもの

第六号	ガラス製品 (板ガラ スを除く。)	ガラス製品	従事者百名 以上のもの
	び土石製品 工業 (ガラ ス製品 工業 (板ガラス 工業 を除 く。)を除 く。)	板ガラス 石灰	従事者三十 人以上のもの の

第七号	鉄鋼	銑鉄 フェロアロ イ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鑄鋼品 一般普通鋼 熱間圧延鋼 材 特殊鋼熱間	全部
第七号	鉄鋼業	銑鉄 フェロアロ イ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鑄鋼品 一般普通鋼 熱間圧延鋼 材 特殊鋼熱間	全部

		圧延鋼材 冷間仕上鋼 材（磨棒鋼 及び線類を 除く。） めっき鋼材 （線類を除 く。） 冷間ロール 成型形鋼 鋼管	
		圧延鋼材 冷間仕上鋼 材（磨棒鋼 及び線類を 除く。） めっき鋼材 （線類を除 く。） 冷間ロール 成型形鋼 鋼管	

第九号	機械器具	土木建設機 械 金属工作機	経済産業大 臣の指定す る従事者五
第八号	金 非鉄金属地	銅 鉛 亜鉛 アルミニウ ム アルミニウ ム二次地金	全部 従事者三十 名以上のも の

第九号	機械工業	土木建設機 械 金属工作機	経済産業局 長の指定す る従事者五
第八号	金工業 非鉄金属地	銅 鉛 亜鉛 アルミニウ ム アルミニウ ム二次地金	全部 全部 全部 全部 従事者三十 名以上のも の

		械及び金属 加工機械 電子部品 電子管・半 導体素子・ 集積回路 電子計算機 及び情報端 末並びに電 子応用装置 自動車及び	百名以上の もの
		械及び金属 加工機械 電子部品 電子管・半 導体素子・ 集積回路 電子計算機 及び情報端 末並びに電 子応用装置 自動車及び	百名以上の もの

		部品（二輪自動車を含む。）	
		部品（二輪自動車を含む。）	

附 則

- 1 この省令は、令和九年一月一日から施行する。
- 2 調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省特定業種石油等消費統計調査については、なお従前の例による。